いのちと健康ニュース NO.88

１９９５年　５月１５日

愛知働くもののいのちと健康を守るセンター
名古屋市熱田区沢下町９番３号
労働会館本館３Ｆ　TEL.FAX　052-883-6966
編集発行責任者　中原　東四郎

［全　労　連］

第6回「いのちと健康」対策委員会

4/19、平和と労働会館で開催

第６回「いのちと健康」対策委員会が4/19開催され、「労災認定基準の改善を求める」今後の取り組みと、「活動家養成講座」「第３回　学習交流集会」の具体的内容を主課題として審議しました。

報告は、3/13の「労災認定基準改善関係団体会議」報告と「労災認定基準の改善をめざす団体署名・賛同署名」の取り組み状況報告などされました。

◆「第２回　活動家養成講座」
日時 6/11(日) pm1:00～6/12 (月)12:00
場所　　静岡県伊東市「ﾎﾃﾙ 暖香園」
規模　　150 名
第１講座　「予防と安全・衛生」
　　阿部先生（東海大学）
第２講座「職場での安全衛生活動」
　　白崎氏　（全労働）
第３講座「メンタルヘルス」
　　中沢正夫氏（東葛病院）

◆「第３回　学習交流集会」
日時 6/12(月)pm1:00 ～6/13 (火)12:00
講演「過労死等の労災認定闘争」
岡村親宜氏（全国過労死弁護団）
第１分科会「健康管理と組合の役割」
第２分科会「職場の安全衛生活動」
第３分科会「在職死亡と過労死問題」
第４分科会「労災・職業病の認定・補償・職場復帰闘争」

［第６８回　日本産業衛生学会］

地域交流集会・「健康診断を考える」

4/26～29名古屋国際会議場で開催

第６８回日本産業衛生学会が、4/26～4/29名古屋国際会議場で開催されました。　山田信也理事長は、「企画運営委員会」に参加されました。

この中で「地域の労働者と学会員との意見交換」として、シンポジウム＝『これからの健康診断を考える』＝＝地域産業衛生活動の充実にむけて＝が開催され健康センターから５名が参加し佐々木事務局長が発言しました。

シンポジストの小野雄一郎先生（名古屋大学）と、熊谷連合総合労働局部長と、清水三菱電機産業医の発言の後健康診断を中心にした労働現場の状況と、産業衛生学的に問題解決についての論議がされました。

また、学会として過労死防止へ法改正の提言が「循環器疾患の作業関連要因検討委員会」上畑鉄之丞委員長から報告されました。

全体を通して佐々木事務局長が参加しました。　　（事務局）

『　職業病とたたかう力　』
編：北海道労災職業病対策連絡協議会
定価　2,500円

お知らせ

5・13　　パート3

医療と看護を語るシンポジウム

主催：医療と看護を語るシンポジウム実行委員会

事務局：愛知県医療労働組合連合会
名古屋大学職員組合
名古屋市立大学教職員組合病院支部
名古屋市職員労働組合
自治労連愛知県本部
愛知働くもののいのちと健康を守るセンター

日時：5月13日(土)
午後1時 開場

会場：名古屋市女性会館ホール
地下鉄「東別院」下車

Ⅰ部：「ざ・看護婦構成詩＊患者さんと家族とともに！」

Ⅱ部：講演とトーク
「闘病生活の中での出会い、ふれあい」
足立くみ枝さん（乳癌患者の会）

＊　会場からのトーク

【健康・安全衛生相談日】

日時：　5/18(木)　5/25(木)
午後１時から４時まで

担当：山田理事長（電話予約して下さい）

場所：労働会館本館3F　健康センター

［名古屋過労死を考える家族の会］

傍聴で支援をお願いします

名古屋地裁　11F（1101 号法廷）
※日程が変更される場合もありますのでお確かめの上、お出かけください。

5/8　(月) pm1:30～3:30　渡辺（光）

5/19 (金) pm 1:30 ～3:00　北口さん
（本人尋問）

5/25 (木) am10:30 ～12:00 森下さん
岐阜地裁3F

5/26 (金) pm 1:30 ～　新井さん
（判決）

6/2　(金) am10:30 ～12:00 永須さん
（本人尋問）
am10:15 ～鈴木（美）さん

6/9　(金) pm1:30～3:00　松井さん

6/14 (水) pm 1:30 ～3:00　柏木さん
（証人：田淵 Dr）

6/16 (金) pm1:30～　遠藤さん

6/16 (金) pm1:20～　渡辺（光）さん
（本人尋問）

6/30 (金) pm1:30～ 3:00 鈴木（俊）
（証人：服部Dr）

職場の安全衛生

事務室の環境管理

事務所衛生基準規則

（NO．８７からつづく）

国鉄労働組合発行の『労安・職場点検の手引き』から抜粋して紹介します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

第３条には換気について決められています。

（換気）

第３条　事業者は、室においては、窓その他の開口部の直接外気にむかって開放することができる部分の面積が常時床面積の20分の1 以上になるようにしなければならない。

ただし、換気が十分に行なわれる性能を有する設備を設けたときは、この限りでない。

2.　事業者は、室における一酸化炭素及び炭酸ガスの含有率（１気圧、温度25度とした場合の空気中に占める当該ガスの容積の割合をいう。以下同じ）を、それぞれ100 万分の50以下及び100 万分の5000以下としなければならない。

【解釈例規】

1.　本条は、事務室では、喫煙、暖房用燃焼器具の使用、呼吸等により、一酸化炭素及び炭酸ガスが発生し、換気不良の場合にはそれらのガスが蓄積するおそれがあるので、これを防止するための措置を定めたものであること。　↗

↙　自然換気の場合においては、窓その他の開口部の最大開放部分の面積が、床面積の20分の1 以上あっても、燃焼器具を使用する等により対象ガスが抑制濃度をこえるときは、換気装置の設置等抑制濃度以下にするための人工換気の措置が必要となり、また人工換気の場合においては、換気装置の能力を決定するに当たってこの抑制濃度が重要な要素となること。

2.　第１項の「直接外気にむかって開放することができるもの」には、屋内廊下に面した開口部等であって室内空気が間接に外気と交換されるものは含まれないこと。

3.　第１項の「換気のための設備」には、排気筒のような動力によらない換気設備、換気扇のような動力による換気設備および空気調和設備があること。

――――――――――――――

第４条には温度について決められています。

（温度）

第４条　事業者は、室の温度が10度以下の場合には、暖房する等適当な温度調節の措置を講じなければならない。

2.　事業者は、室を冷房する場合は、当該室の気温を外気温より著しく低くしてはならない。

ただし、電子計算機等を設置する室において、その作業者に保温のための衣類等を着用させた場合は、この限りでない。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

（　NO．８９につづく）

お知らせ

［愛知働くものの健康センター］

健康で人間らしく生き働くために

夜勤規制要求と運動についての懇談会

日　時　：　5月23日　(火)
午後6時30分より

場　所　：　労働会館本館3F
健康センター事務所

【　内　容　】

1）　全国郵政労働者交流集会の「深夜勤と健康」
名古屋市の「消防事業での深夜交替制」
（山田信也）

2）夜勤規制の要求と運動について協議

3）参加者からの報告

［愛知働くものの健康センター］

山田信也先生と語る

女性労働者の健康問題懇談会

日　時　：　5月24日　(水)
午後6時30分より

場　所　：　労働会館本館3F
健康センター事務所

【　内　容　】

女性労働者の健康問題を山田先生を囲んで、労働の実態・生活の実態を出しあいながら健康で人間らしく生き働くためにどうしたら良いか、課題や運動方向について懇談します。

［新夜勤廃止・全国郵便職場連絡会］

郵政で働く労働者の生活と
権利を守るためにより
大きな共同のたたかい

’95全国郵政労働者交流集会

日時　：　5月19日（金）14:00ヨリ
～21日（日）12:00マデ

場所　：　熱海市「暖海荘」

参加費：　30.000円（ 2泊 3日）
（資料運営費）

集会規模　：　350名